平成２２年（フ）第３４１９号
札幌市北区麻生町６丁目９番６―301号
債務者　三神　英樹
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４号
北海道名寄市西11条北５丁目28番地13
債務者　長尾　秀喜
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第２０号
北海道天塩郡遠別町字清川13番地
債務者　三田村美輝（旧姓髙西）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第１６５号
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字鈴木63番地
債務者　鈴木　智徳
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐里字村東22番地
債務者　關　　時男
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐里字村東22番地
債務者　關　むつ子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第７５４号
神奈川県平塚市広川723番地の11
債務者　橋本　千季
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８０５号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘59番１―202号　コパーズアプト平塚
債務者　松﨑　伸人
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４４５号
新潟市中央区本馬越１丁目17番３号
債務者　吉原　誠司
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４６号
新潟市中央区本馬越１丁目17番３号
債務者　吉原よし江
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７５号
京都府南丹市園部町小山東町向河原11番地
府営住宅向河原団地２棟306号
債務者　森　　忠雄
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
京都府南丹市園部町小山西町柿ノ木谷11番地28
債務者　前田　一美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
京都府福知山市駅南町１丁目201番地
債務者　岡崎　展也
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
茨城県土浦市中村東２丁目１番５号　カスカータＳＹ108号
債務者　岩梨　英明
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３８７号
茨城県石岡市国府５丁目８番24号
債務者　吉野とき子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３８９号
茨城県かすみがうら市稲吉東２丁目７番21号
債務者　佐藤美知子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦292番地２
債務者　小嶋　勝隆
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第４１号
鹿児島県薩摩川内市百次町1481番地
債務者　下尾崎　司
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係